

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』について

令和2年5月19日(火)に国で決定された「学生支援緊急給付金給付事業」(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)についてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、学生生活にも経済的な影響が顕著となっていますが、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により大学等での修学の継続が困難となっている学生等が、修学をあきらめることがないよう、該当する学生に、現金20万円、または10万円を支給する事業です。

○桐生大学(医療保健学部・別科)・桐生大学短期大学部における募集時期について

5月22日(金)以降、随時受付しますが、6月5日(金)到着分まで締め切りといたします。

○支給額について

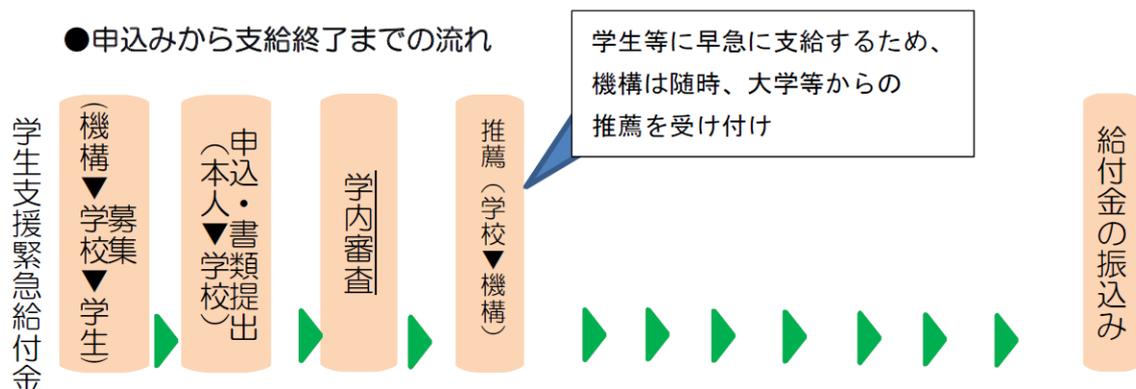
住民税非課税世帯の「対象者の要件」を満たす学生：20万円

住民税非課税世帯ではないが、「対象者の要件」を満たす学生：10万円

○支給対象者について

原則として、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していること、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難であることが条件となります。

○申込みから支給の流れは以下の通りです。



○対象者の要件

大学等に在籍する学生等のうち、以下の条件、要件に合致する必要があります。(※1)

1. 以下の①～⑥を満たしている学生。

I 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

①家庭から多額の仕送りを受けていないこと(※2)

②原則として自宅外で生活をしていること(※3)

(自宅通学の学生についても、経済的に家庭から自立している学生は対象となります)

③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

II 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む※4）が大幅に減少（前月比（※5）50%以上減少）したこと

III 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと（※6）

1)新制度の第Ⅰ区分の受給者

2)新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している。または、今後利用を予定している。

3)新制度に申し込みをしている。または、今後利用を予定しており、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している学生。または今後利用を予定している学生

4)新制度の対象外であつて、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している。または、今後利用を予定している。

5)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している。

2. 上記1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める学生。

(※1) 多子世帯やひとり親世帯の学生等については申請書の申し送り事項に、その旨を記載してください。

桐生大学・桐生大学短期大学部では、本給付金の趣旨を踏まえ、これらの世帯の学生を優先して、推薦いたします。

(※2) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料含む）を目安とします。（あくまで目安であり、これを超えていたとしても推薦は可能です）

(※3) 「自宅外で生活している」とは、学生等が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態を指します。

(※4) 学生等が勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、なおかつ雇用主から休業手当が支払われている場合、当該手当についてはアルバイト収入とみなします。

(※5) 2020年1月以降で、学生等のアルバイト収入が大きく減少した月を「当月」とみなします。

(※6) 第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分のことを指します。具体的な収入基準は以下のとおりです。

第Ⅰ区分…学生等と生計維持者の市町村税所得割が非課税である

第Ⅱ区分…学生等と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満である

第Ⅲ区分…学生等と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満である

【ご提出いただく証明書類の例】

I 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

要件チェック項目	証明書類等の例
①家庭からの多額の仕送りがないこと	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2019年度の仕送り額を記載 預貯金通帳等の写し（任意、提示が可能であれば）
②原則として自宅外で生活していること （自宅通学の学生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象とする。この場合、②の証拠書類は不要）	アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、住民票の写し等
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生はアルバイト収入予定額、2年生以上は2019年度のアルバイト収入額を記載。
④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出が可能であれば）又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入

II 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

⑤新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比50%以上）していること	アルバイト先からの給与明細、振込口座の預貯金通帳の写し（任意）等（本年1月以降の2か月分で減少がわかるもの）
---	--

III 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

⑥原則として既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たすこと（留学生等は除く） 1) 新制度の第I区分の受給者 2) 新制度の第II区分又は第III区分の受給者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能なものにあっては、限度額まで利用している学生。または、今後利用を予定している学生 3) 新制度に申し込みをしている学生。または今後利用を予定している学生であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している学生または今後利用を予定している学生 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している学生。または、今後利用を予定している学生 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している学生	以下に係る認定書等の写し（提出可能な場合） ・住民税非課税証明書 ・給付型奨学金（奨学生証） ・第一種奨学金（無利子奨学金）（奨学生証） ・民間等の支援制度
---	--